

告 示

埼玉県告示第百七十五号

第四十九期埼玉県労働委員会委員の任期が令和五年四月二十五日をもつて満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり次期労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野元裕

一 推薦資格

イ 労働者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

ロ 使用者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

二 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推荐手続

イ 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

ロ 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書及び略歴書を提出すること。

四 推荐期間

令和五年二月十四日（火）から同年三月十五日（水）まで

推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部雇用労働課

五